



令和 4 年 3 月 11 日
内閣府（防災担当）

「令和三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令を、本日（3月 11 日（金））閣議において決定しましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 山崎、和嶋

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

激甚災害	対象区域	適用措置		
		3条 4条	5条	24条
令和2年4月23日から令和3年11月22日までの間の地滑り	高知県安芸市	○		○
令和2年7月11日から令和3年11月5日までの間の地滑り	長野県下伊那郡天龍村	○		○
平成30年7月6日から令和3年2月19日までの間の地滑り	高知県長岡郡大豊町		○	○
令和元年7月10日から令和3年2月19日までの間の地滑り	高知県安芸郡馬路村		○	○
令和元年8月27日から令和3年2月26日までの間の地滑り	佐賀県多久市		○	○
令和2年7月1日から令和3年11月10日までの間の地滑り	鹿児島県大島郡瀬戸内町		○	○
令和3年3月4日から11月1日までの間の地滑り	新潟県糸魚川市		○	○
令和3年7月16日から同月18日までの間の豪雨	愛媛県南宇和郡愛南町		○	○
	宮崎県東臼杵郡諸塙村		○	○
	宮崎県西臼杵郡日之影町		○	○
令和3年7月28日及び同月29日の暴風雨	福井県丹生郡越前町		○	○

2. 適用措置の概要

- 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条及び第4条)
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5力年の実績の平均では公共土木施設等は 68%→82%に嵩上げ)
- 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条)
農地、農道や水路等の農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5力年の実績の平均では農地は 84%→96%に嵩上げ)
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第 24 条)
国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

3. 今後の予定

3月 16 日(水) 公布・施行

激甚災害指定により適用される措置の概要①

(令和三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第3・4条)公共土木施設災害復旧事業等

<措置の概要>

- 公共土木施設（河川・海岸・砂防施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、地方公共団体が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象。
- 例えば、公共土木施設災害復旧事業では、事業費総額が自治体の標準税収入の一定割合を超える場合に、激甚災害に指定されていなくても、国庫負担率の嵩上げ等の措置を段階的に適用。
 (2／3→3／4→4／4)



<激甚災害指定時の措置>

- さらには補助率等を嵩上げ(※)
 (例)公共土木施設災害復旧事業 68% ⇒ 82%
 (過去5力年の実績の平均)
 ※プール計算方式(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

(第5条)農地等の災害復旧事業等

<措置の概要>

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象。
- 災害発生時には、激甚災害に指定されていなくても、補助率の嵩上げ等の措置を適用。
 - ・ 農地（災害時）84.0%
 - ・ 農業用施設
 （水路、ため池、農道等）（災害時）93.7%
 - ・ 林道（災害時）82.2%
 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)
 ※補助率は、過去5力年の実績の平均



<激甚災害指定時の措置>

- さらには補助率を嵩上げ

農地	84.0%	⇒	96.4%
農業用施設	93.7%	⇒	98.6%
林道	82.2%	⇒	92.6%

 (過去5力年の実績の平均)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(令和三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第24条) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

<措置の概要>

- 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。
- 激甚災害に指定されていない場合は、小災害債の発行ができず、一般単独災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

■一般単独災害復旧事業に係る地方財政措置

【公共土木施設、公立学校施設】

充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5%（財政力補正）

【農林漁業施設】

充当率 65%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5%（財政力補正）



<激甚災害指定時の措置>

【公共土木施設】

（都道府県・指定都市） 1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満
（市町村） 1箇所の工事の費用が30万円以上 60万円未満

【公立学校施設】

1学校ごとの工事費用が10万円を超えるもの（※国の負担がないものに限る）
⇒充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率66.5%～95.0%（財政力補正）

【農地、農業用施設、林道】

1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満
⇒充当率（農地）50%（農業用施設、林道）65% ※特に被害の著しい区域90%
元利償還金に対する交付税措置率100%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。